

# 医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (案)

平成16年10月  
厚生労働省

I	本指針の趣旨、目的、基本的考え方	
1.	本指針の趣旨	1
2.	本指針の構成及び基本的考え方	1
3.	本指針の対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲	1
4.	本指針の対象となる「個人情報」の範囲	2
5.	大臣の権限行使との関係等	2
6.	医療・介護関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化	3
7.	責任体制の明確化と患者・利用者窓口の設置等	3
8.	遺族への診療情報の提供の取扱い	3
9.	個人情報が研究に活用される場合の取扱い	4
10.	遺伝情報を診療に活用する場合の取扱い	4
11.	他の法令等との関係	5
12.	認定個人情報保護団体における取組	5
II	用語の定義等	
1.	個人情報(法第2条第1項)	6
2.	個人情報の匿名化	6
3.	個人情報データベース等(法第2条第2項)、個人データ(法第2条第4項)、保有個人データ(法第2条第5項)	7
4.	本人の同意	7
5.	家族等への病状説明	8
III	医療・介護関係事業者の義務等	
1.	利用目的の特定等(法第15条、第16条)	9
2.	利用目的の通知等(法第18条)	12
3.	個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保(法第17条、第19条)	14
4.	安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督(法第20条～第22条)	15
5.	個人データの第三者提供(法第23条)	20
6.	保有個人データに関する事項の公表等(法第24条)	27
7.	本人からの求めによる保有個人データの開示(法第25条)	29
8.	訂正及び利用停止(法第26条、第27条)	31
9.	開示等の求めに応じる手続及び手数料(法第29条、第30条)	33
10.	理由の説明、苦情処理(法第28条、第31条)	36
IV	指針の見直し等	
1.	必要に応じた見直し	37
2.	本指針を補完する事例集等の作成・公開	37
別表1	医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例	38
別表2	医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的	44
別表3	医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例(法令に基づく場合)	46
別表4	医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等	49
別表5	医学研究分野における関連指針	52